○○地域協議会　会則

○○はつらつ協議会

○○地域活性化協議会

など地域で自由に名称を決定してください。

（名称)

第１条　本会の名称は，○○地域協議会（以下「協議会」という。）とします。

（目的）

第２条　協議会は，地域に暮らす住民が協力し，住民自らが地域課題や地域の将来像を考え，主体的に活動することを目的とします。

（活動内容）

第３条　福祉，健康，防災・防犯，文化・スポーツ，環境美化，まちなみ整備等をテーマに，構成団体間の情報交換や相互の連携・協力体制を構築し課題を解決していきます。

（活動区域）

第４条　協議会は，○○校下（地域）を活動区域とします。

（事務所の所在地）

第５条　協議会の事務局は，○○に置くものとします。

（構成団体等）

第６条　協議会は，○○校下（地域）の団体や地域住民，事業者等で構成します。

（役員）

第７条　協議会に次の役員を置きます。

　(1)　会長　　　１名

(2)　副会長　　若干名

代表、副代表など地域で役員名を決定してください。

　(3)　事務局長　１名

　(4)　会計　　　１名

　(5)　監事　　　１名

（役員の選出）

第８条　会長，副会長及び監事は，連合町内会理事会により選出するものとします。

２　事務局長，会計は会長が指名するものとします。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は○年とし，再任を妨げないものとします。

（会議）

第10条　協議会に，次の会議を設置します。

　(1)　総会

　(2)　役員会

２　協議会は，必要に応じて，専門部会を設置することができます。

（会計）

第11条　協議会の運営等に係る経費は，補助金，委託料及びその他収入をもって充てるものとします。

２　協議会の会計年度は，毎年４月１日から翌年３月31日までとします。

（その他）

第12条　本会則に定めるもののほか，必要な事項は別に定めます。

　　　附　則

　この会則は，平成31年　月　日から施行します。